

「令和元年 台風第15号千葉県災害義援金」募集要綱

社会福祉法人千葉県共同募金会

1 趣旨

令和元年9月8日の台風15号の暴風雨により、県内各地で停電等甚大な被害が生じ、県下41市町村において災害救助法が適用され、被災者への援護の一助として義援金を募集することとなりました。

これを受けて千葉県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に「令和元年 台風第15号千葉県災害義援金」を募集します。

2 義援金の名称

令和元年 台風第15号千葉県災害義援金

3 受付期間

令和元年 9月17日（火）から令和元年12月30日（月）まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
千葉銀行	本店営業部	普通 3495585	社会福祉法人 ^{ちばけんきょうどうぼきんかい} 千葉県共同募金会
京葉銀行	本店営業部	普通 3286924	社会福祉法人 ^{ちばけんきょうどうぼきんかい} 千葉県共同募金会
千葉興業銀行	本店営業部	普通 1081550	社会福祉法人 ^{ちばけんきょうどうぼきんかい} 千葉県共同募金会
千葉信用金庫	千葉駅北口 支店	普通 0702826	社会福祉法人 ^{ちばけんきょうどうぼきんかい} 千葉県共同募金会

各銀行本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00160-2-293218	ちばけんきょうぼれいわがんねんたいふうだい15ごう 千葉県共募令和元年台風第15号 ちばけんさいがいぎえんきん 千葉県災害義援金

ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

*振込通知書の空欄に義援金の名称（台風15号）とご記入ください。

*上記以外の銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング 等を利用する場合の振込手数料は有料です。

*救援物資の取扱は行いません。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、千葉県へ送金し、千葉県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災地の各市町村を通して被災者へ配分します。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和元年台風第15号千葉県災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。

救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和元年9月17日から施行します。

【お問合せ先】

社会福祉法人千葉県共同募金会
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-3
千葉県社会福祉センター2階
TEL 043-245-1721 / FAX 043-242-3338
E-mail c-kyoubo@akaihane-chiba.jp